

ナショナリズムと人権についての今日的考察

高村忠成



一、はじめに

フランスは来年、一九八九年、革命一百周年を迎える。フランス国内ではその佳節に向けて様々な記念行事が準備されているようである。そのひとつに、学術レベルのものとして「フランス革命一百周年組織委員会」があり、来年七月にパリで各国の研究者を集めてフランス革命に関する国際会議を開くという。同委員会はミッテラン社会党政権が成立した翌年の一九八二年には早くも発足しており、革命二百周年に取り組む研究者たちの意気込み

が窺えよう。

また研究レベルとは別に、文化的な催しを行う機関として「フランス革命並びに人および市民の権利の宣言二百年祭実行委員会」が一九八六年秋に発足した。その初代委員長ミッシェル・バロワン氏は、今日の行き詰ったフランス社会および世界を再建するために、革命二百年記念にあたって、新たな人権宣言を發布し、人々の価値観部分からの変革を促したいと抱負を語った⁽¹⁾。そしてその新人権宣言では、とくに「友愛」fraternitéを基軸に据えたいとも強調した。バロワン氏はその理由を、自由・

平等・友愛という革命の三つの理念の中では、もともと友愛が基本になるべきであったが、しかしそれはいつの間にか忘れ去られ、自由・平等のみが一人歩きしてしまった。そのため革命も、また革命後の社会もかえって混乱し、分裂が生じてしまったと語った。これはかつて桑原武夫氏が指摘したことにも通じよう。⁽²⁾

自由・平等の理念が、近代および現代の政治制度を形成し、民主化をもたらす契機になったことはいうまでもない。だがそれは、反面では他者に対する権利要求のみとなり、しかも両者は相矛盾し、対立するという性格をもつていたために、かえって混乱を招く結果になってしまった。両者の根底に「友愛」の観念が据えられてこそ、初めて自由・平等の理念も調和的に作動するとの指摘は確かに首肯できよう。というのは、「友愛」は自己を見つめ、他者を慈しむという自己変革の契機を内包しているからである。ともあれ、フランス革命が投げかけたこの三つの理念を再度見直すことによって、フランス社会の再生をはかりたいとの運動が、革命二百周年を前にしたフランスで台頭してきていることは喜ばしいことであ

る。なぜならば、様々な矛盾をきたしている今日の国際社会も、その問題解決にあたっては、バロワン氏が提示したようなフランス革命の理念そのものを見つめ直してみるとことによって、何らかの方途が見い出せる」とは間違いのないと思うからである。

こうした認識に立って、フランス革命が今日の我々に伝えているメッセージとは何か、ということを筆者なりに問い合わせてみると、それは人権思想とナショナリズムの問題、とくにその調和という問題ではないか、ということが浮び上ってくる。というのは、両者は原初的形態は別にしても、ともにフランス革命（および一部ナポレオン戦争）の中から生まれたものであり、それらは革命の落し子であるとともに、今日の国際社会の問題、いな誇張していえば人類の危機と生存という問題を考える時に、非常に重要な教訓を我々に投げかけているからである。すなわち、フランス革命は人権思想を普遍的なものに昇華させると同時に、ナショナリズムなるものを生み出した。ナショナリズムは、近代国民国家の生成、発展に大きな影響を与えたが、同時にそれは人権侵害をも

招くことになった。というのは、ナショナリズムは、民族の魂や国益というイデオロギーを軸に、民族や国家を生成、発展、強化、拡大するという機能をもつが、反面では他民族、他国家、いな時には自民族や自国民、そして全地球社会の生命までも奪ってしまう危険性を有しているからである。米ソの核ナショナリズムは、良く機能を物語っている。要するにナショナリズムは、良い機能すれば人権擁護に働くが、悪く働けば人権侵害状況を生み出す元凶となる。もちろん人権概念もまた、それが擁護されねばならないものであることは当然としても、乱用されれば政治社会秩序を紊乱させる源となる。要は両者とも、節度ある調和をいかに図るかということである。フランス革命二百周年を前に、我々はもう一度、ナショナリズムと人権の今日的問題を見直し、国家や国际社会のあり方を考えてみる必要に迫られているのではないかだろうか。

二、近代市民国家観の転換

いわゆる主権国家というものが強力になるためには、

ともあれ近代市民国家は、国民の信任を受けた（たとえそれが虚構であるにせよ）ものであるがゆえに、その政治権力をますます強化し、国民を自分に従わせると同時に、他の国家との確執を激化させていったのである。換言すれば、人権を擁護するはずであった近代市民国家は、つねにその約束を果たすではなく、時として人権をおびやかすことがあつたのである。そこで問題になるのが、前述した通りいわゆるナショナリズムであり、それは主権とならんで国家を強固ならしめると同時に、人権侵害の可能性を孕んでいた。我々は近代ナショナリズムの淵源を革命フランスに見ることができる。

フランス革命の中、フランスに干渉しようとするプロイセンとオーストリアの保守勢力に対し、革命フランスは必死に戦い、それをはねのけた。絶対君主のもとにあって、たんなる臣民または傭兵として戦う軍隊よりも、国家は自分たちのものであり、自分たちの生命・自由・財産を守るために戦うのだという意識（愛国心）をもつた国民の軍隊の方が強かつたわけである。このようにフランス革命戦争の中から、自分たちはフランス国民

経済力や軍事力を充実させることも肝要だが、それ以上にその政治権力、ないしは政府が国民の意思に基づいている、国民から認証を受けているということが必須の条件である。近代市民国家は、その性格に多少の差はあるにせよ、概ねこのような形に基づいて成立したものである。それは今までもなく、イギリスの諸革命、アメリカの独立革命、そしてフランス革命などによつて代表される近代市民革命の中から誕生した。

近代市民国家に共通していえることは、国家や政府といふものは国民が自分たちの生命・自由・財産を守るために作ったものであり、もしされらが侵されれば、国民は政府や国家を作りかえることができるという考え方（革命思想）に立脚していたということである。

だが現実は、必ずしもつねにこうした考え方通りにいくものではなく、国民の意思に基づいた政府、国家といえども、ひとたびそれが成立すると一人歩きし、その構成員の生命・自由・財産をおびやかすことができ多々あった。しかし、だからといってその度に革命を起こして国家のシステムを作り変えるというわけにはいかなかつた。

であるとのネーション意識に目覚め、それが革命フランスを何にも増して強力な近代国民国家 nation-state に仕立てあげていったのは事実である。このことを当時の西欧先進諸国は自ら学び、後進国家にはナポレオン一世 (Napoleon I, 1769-1821) が教えていった。

イギリスやアメリカは、人権思想を生み出したり、革命を遂行するという面ではフランスよりも先駆的であったが、その有する革新的な理念を普遍化することはできなかつた。フランスがそれを担い、人権思想やナショナリズムを、形態や内容は多様化したとはいえ、十九世紀以後のヨーロッパをはじめ、ほぼ地球上のあらゆる国家に伝播していくのである。

しかし、このフランスで確立した人権思想とナショナリズムに基づく近代市民国家は、前にも触れたように相対立する二つの側面をもつていた。すなわち、ひとつは合理的な側面ともいいうべきもので、国家は国民の生命・自由・財産を守るために存在し、とくに外敵の侵入から国民を保護した。しかしもうひとつは、非合理的な側面であり、国内の秩序を維持するとの口実で、国民の人権

を侵しやすく、とくに外国との間に戦争が起これば、ナショナリズム（ナショナル・インテリスト＝国益）の名のもとに他國の人権はもとより、自國のそれをもいとも簡単に踏みにじる傾向にあった。そこには人権を崇高な理念として尊重するというような態度は微塵も見られなかつたのである。

近代市民国家が、このような二面性をもつのは、じつは宿命的のこととされた。というのは、國家が主権 sovereignty を有する限りこの問題は解決が困難だからである。主権とはいうまでもなく、近代国家成立の契機となつたものであり、唯一・最高・絶対・不可分の属性をもつ不可侵的な権力である。國家はこれを有するがゆえにそのアイデンティティを確立し、独立性を保持できるのである。と同時に、他国との関係においても、相手国もそれを保有しているからとの理由で相手の立場を容認し、尊重できるのである。じつに主権の存在は、各国間に平等、独立の地位を与える根拠となつており、この意味では民主的な役割を果たしている。しかし反面、この主権があるからこそ国内的にも、他に競合

するものの存在を許さないという排他性が國家に生じてゐるのであり、この意味では主権は非民主的な契機となつてゐるのである。こうした二面性をもつ主権を有するがゆえに、國家は一律背反的な性格をもたらすをえないといわれてきた。

もちろんこのようないくつかの国家のもつ矛盾に対する主権から派生する政治権力の非合理的な側面を規制することによって、それを解決しようと様々な制度的措置が講じられてきた。たとえば、国家内部では立憲主義や「法の支配」Rule of Law の原則、また権力分立制などによって政治権力の運用をはかるシステムが確立されたのである。

いわれる新しい基本権が提示されているのである。⁽⁷⁾

だがこのようないくつかの措置がとられていても、今日主権国家のもつ人権抑圧的な側面が完全になくなつたかといふと必ずしもそうとはいえない。いなどくに、「近代市民国家が、内には人権尊重主義を標榜しながら、外に対しても戦争を必要悪として肯定し、殺人を正当化していた態度」⁽⁸⁾は、未だに残つているといつてもいい過ぎではあるまい。完全な人権保障としての生存権の確立には、まだ程遠い状態であるといわざるをえない。

ひるがえつて、今日の国際社会を考えてみると、そこには地球的問題群といわれる人口・食糧・環境・生態系等々様々な問題が山積している。それらは複合的にからみあつて人類の生存をおびやかしており、しかもどれひとつをとっても、主権国家の単独の力や努力だけでは解決できそうはない。

この地球社会のすべての主権国家が協力して問題解決にあたらねばならなくなつていて、我々は人権とナショナリズムの問題も、こうした地球的視野から捉え直す必要にせまられている。換言すれば、近代市民国家について

て我々が懷いてきた主権概念や国家観を根底から問いかなければならぬのである。

それは具体的には、フランス革命当時のような一国内における国家と国民、政府と人民というような見方から、地球社会における人間対国家、人類対政府というような視点への転換である。国民主権、人民主権という考え方方に加えて、人間主権、人類主権というような癡想への組み替えともいえよう。同様に、一国家の主権という概念ではなく、地球主権という概念を樹立することによつて、地球市民の人権を擁護するという考え方を確立することである。

このようないくつかの視点に立つことによつて、近代の主権概念から派生するナショナリズムのもつ非合理的な側面を矮小化し、一国家絶対主義の国家観を転換することができるのである。換言すれば、主権国家の枠にしがみつくことがいかに無意味なことであり、反歴史的などであるかということを自覚できるのである。近代市民国家は、今着実にその籠をゆるめつづり、国家の枠を超えた動きが地球社会で胎動し始めているのである。

三、脱国家化現象の台頭

いわゆる近代的な国際政治社会は、一六四八年のウエストファリア Westphalia 条約をもつて始まるといわれている。それはいうまでもなく、国際政治社会を構成する単位を主権国家とするという取り決めがなされたからである。換言すれば、教会や封建領主、自治都市、ギルドなどは正式な政治単位ではなく、外交能力のないたんなる私的存在でしかないとされたのである。いわゆる非国家的行為体 non-state actors である。主権国家は以後、国際政治社会の唯一の正式な行為主体となり、その力を益々強化、拡大していった。かくして「主権国家のみを構成単位とする国際政治体系としての国家体系は、西欧近代に生まれた西欧国家体系に端を発する」ということができる⁽⁹⁾のである。

こうして出発した主権国家は、国際社会において国益の維持、増大を最大の目標として掲げ、行動するようになったが、じつはここにひとつの特徴を見い出すことができる。それは、主権国家の力、ナショナリズムが一層

まず第一に、ウエストファリア条約によって出発した西欧国家体系が強化、発展した段階である。それは、一六四八年から一九四五年の第二次世界大戦の終了までとすることができる。この時期において、西欧のイギリス、フランス、ドイツなどの国々が、主権国家としての政治制度を整え、経済基盤を確立し、さらに国力を増強するため、アジア・アフリカなどに对外進出を試みたのである。自国の統一、拡大をはかり、さらに発展しようとの膨張的なナショナリズムが働いたといつてもよいであろう。

(10)

この過程においては、西欧諸国は政治制度や経済基盤には発展の差はあつたが、自国の強化、拡大をはかるという意識においては一致していた。そしてそれらの主権国家は、やがていわゆる帝国主義的な侵略を競いあい、後進地域を世界分割していくが、その段階で特徴的なことは、各国とも自国内の人権拡大にはかなり尽力したが、侵略国や植民地域の人権に対しても全く無関心であったということである。主権国家意識が強力に働き、そ

強化、発展していくと同時に、ある時点から今度は逆に主権国家の力が弱体化し、その地位が相対的に低下していくという現象である。換言すれば、ウエストファリア条約によって主権国家による国際政治体系として出発した西欧国家体系が、強化、拡大していくとともに、やがて今度は主権国家の力が徐々に弱まり、その体系が変質していくことである。そのようなことが何故起きたかといえば、ひとつは世界的な戦争の勃発であり、もうひとつは、非国家的行為主体（この場合は多国籍企業や国際人権団体など）の台頭による。とくに、非国家的行為主体が主権国家の枠組みを超えて活動するようになつたため、国際政治社会は、ある意味では、ウエストファリア条約以前のような形にもどつてしまつたといえよう。もちろん厳密にいえばその内実は違うが、しかし、我々はここにひとつの歴史的な循環過程を、見る思いがする。ここではこのような流れをもう少し詳しく三段階に分けて見ることによって、主権国家の枠組みでのみ物事を把握しようとすることが、いかに今日の歴史の流れにそぐわないものかと「う」と考えてみると、よしよ

の西欧の国家観が世界化するとともに、世界が西欧の主権国家体系の中に組み込まれていったのが、この時期であつた。だが、こうした西欧国家体系が行き着いた先は、二度にわたる世界大戦であり、その結果、西欧主権国家は疲弊していったのである。

なお、この過程において、ロシアでは労働者階級や下層階級の人権確立をめざして革命が起こり、ドイツ、イタリアでは主権国家体制の建て直しをめざしてナチズム・ファシズム運動が台頭したが、それらはともに主権国家の枠を基本とする西欧の国家体系を変更することはなく、あくまでもその枠内の運動であった。

第二に、二度にわたる世界的な大戦の結果、西欧の主権国家は凋落し、西欧中心の国際政治である西欧国家体系にヒビが入り、それに代わる新たな国際システムが生まれることになつた段階である。それがいわゆるアメリカの支配秩序（パックス・アメリカーナ Pax Americana）であり、後にソ連が追いあげ、米ソ両国によるいわゆる一極構造とよばれる支配体系となつた。西欧諸国の主権国家の国際的地位は低下し、それに替わって西欧諸国以上

に強大な国力をもち、多くの人々を自分たちの勢力圏に入れる二つの超大国が生まれ、それが真っ二つに分かれてそれぞれ東西の陣営を作つて相対峙することになったのである。これを冷戦構造ともいう。

この二つの超大国は、それぞれ強力

ショナリズムを有していたが、しかし帝国主義段階の西欧諸国と多少異なる点があつた。それは、侵略的なナショナリズムを露骨に掲げるということをせずに、それぞ

念、人類救済の原理を表に掲げたことである。しかも同盟国や後進国家・地域に現実的具体的に救済、援助の手を差しのべていった。そのため米ソの存在は、それぞれの陣営に属す国家にとっては、それまでの西欧国家体系下のむきだしの主権国家間の相克状況にいる時とは違つて、一時的にせよ極めて居心地のよいものであつた。

だが、米ソ両超大国は、たがいにその霸権を拡大しようとすると競争を激化させ、核軍拡競争を招いて西欧国家体系下における主権国家同士の相克とは比較にならないほどの危機感を人類に与えることになった。すなわち、

ヨナリズムの激突）は、人類はじまって以来の人権奪奪、人々の平和的生存権を否定しようとする構造を生んだのである。⁽¹¹⁾ 真の人権確立のためにには、この構造の転換をはからねばならない所以である。

そして第三に、一九六〇年代から七〇年代以降にかけて、西欧国家体系下の主権国家概念や、米ソ両超大国による霸權国家システムをつき崩すような動きが台頭してきた段階である。すなわち、主権国家の枠を無視し、それを超越するような行為主体が出現するとともに、米ソの二大陣営という構造を否定する運動が始まったのである。⁽¹²⁾

の霸権システムを維持するためには膨大な経費がかかり過ぎ、落ち込んだ経済を活性化させるためには、軍事力による籠^{カage}をゆるめざるをえなくなってきた。そして、世界的、および地域的な国際機構も様々な形で機能し、主権国家や冷戦構造の枠を超えて行動しているのである。

なおここでは紙数の制約から割愛する恰好になつてしまつたが、アジア・アフリカなどの新興独立国家の出現や、非同盟諸国の運動なども冷戦構造の暴走に歯止めをかける役割を果たしたといつてもよいであろう。また七〇年代半ば以降、南の発展途上国が北の先進諸国に対して対等の地位を要求した（新国際経済秩序NIEO宣言）が、これも先進工業国や超大国の支配の論理にブレーキをかけようとするものであつた。

このように一九六〇年代以降の国際政治社会は、米ソ両超大国の核ナショナリズムの相克による一極構造にヒビが入り、多極構造とよばれる新たなシステムが生まれ、また、これに主権国家の枠を超える非国家的行為主体の出現がからまつて、無極構造とさえいわれるような状態

四、権力主体の下降原理

近代から現代にかけての主権国家および国際政治体系

ただ、米ソの霸権構造が弱まつたといつても、米ソの力が完全に崩壊したというわけではない。政治・経済力や国際指導力は脆弱化したとはいえ、その核戦力を中心とする軍事力においては、まだ二極構造は継続しているといつてもよい。また、脱国家化が進んでいるといっても主権国家の壁がなくなつたわけではない。経済、金融、産業などの分野では国境はないかのようであるが、しかし、政治の面でのそれは依然として残つている。

しかしだからといって、かつてのような王権国家絶対主義や、米ソによる霸権構造システムがそのまま強固であるというわけではないことは明らかであろう。じつにウエストファリア条約以後の国際政治社会の流れは、主権国家の誕生、強化、拡大、そしてその頂点としての米ソ両超大国の支配システムの確立という道を辿り、やがて今度は、それらすべてが弛緩し始めるという方向（脱国家化、脱米ソ霸権構造化）に向かつてゐるのである。

の以上のような動向をみると、そこには明らかにひとつ原理が見い出せよう。それは、いわゆる権力主体が、すなわち政策決定主体が下降していくという原理である⁽¹³⁾。主権国家内においては、国王、君主に握っていた政策決定権は貴族、市民、労働者と下降し、多くの政治主体が生まれていった。また、国際社会においては、パックス・ブリタニカ、パックス・アメリカーナといいうような超大国の支配体系から徐々に強国や弱小国そして少数民族が政治的影響力をもつシステムに変わっていくのである。前述したように、今日では主権国家ではない多くの非国家的行為主体が、主権国家や超大国の政策決定に異議を申し立てたり、大きな影響力を及ぼしたりしているのである。

このような権力主体の下降現象を誘発した原因は多数あり、しかもそれらは複雑に交錯している。例えば、科学技術の進歩、教育の振興、経済力の浮上、社会構造の変化などである。だがその際、人権という視点からこの問題を考察した時、我々はやはり西欧近代、とくにフランス革命当時の様々な思想、考え方を想起しないわけにいふものである。前述したように、今日では主権国家ではない多くの非国家的行為主体が、主権国家や超大国の政策決定に異議を申し立てたり、大きな影響力を及ぼしたりしているのである。

このような権力主体の下降現象を誘発した原因は多数あり、しかもそれらは複雑に交錯している。例えば、科学技術の進歩、教育の振興、経済力の浮上、社会構造の変化などである。だがその際、人権という視点からこの問題を考察した時、我々はやはり西欧近代、とくにフランス革命当時の様々な思想、考え方を想起しないわけにいふものである。前述したように、今日では主権国家ではない多くの非国家的行為主体が、主権国家や超大国の政策決定に異議を申し立てたり、大きな影響力を及ぼしたりしているのである。

否定も含まれる。規範を失った秩序は、一時的にアノミー（無秩序）状態に陥り、その規範に変わりうる新しい原理を革命主体が提示しなければ、革命後はかえつて混乱を招くことになる。西欧近代の多くの革命がそれを物語つていいよう。近年の主権国家を超えて、ポスト霸権システムを窺う運動も、それと似ており、新しいシステムと、それに見合った原理⁽¹⁴⁾を創出しなければ、かえって無秩序状態が広がるといつても過言ではない。時代は今、新しい秩序創造の原理、制度を要求しているのである。

五、多極共存型デモクラシーの時代

時代は今、歴史の流れのうえからいって強大な主権国家や超大国の霸権システムから脱け出ようとしている。しかし、その新たな世界は決してかつての世界より安定したものであるという保障はない。それを確たるものにするためには、新たな国際社会、主権国家に対する考え方をはつきりさせておかねばならない。すなわち、どのような根本原理にのつとり、どのような制度、システム

を構築しようとするのか、そのグランド・デザインをもたなければならぬのである。ここではそうした問題を考える視点として、(1)主権概念の見直し(2)人権宣言の意味と新たな制度的保障のあり方⁽³⁾そしてこれからの方及び制度としての多極共存型の理念について、考査してみることにする。それらはいずれも、これからの中華人民共和国および国際政治社会のあり方を考える場合の根幹をなすものであり、ひいては人権とナショナリズムを調和させる措置についての、一つの示唆となろう。

(1) 主権概念の変容の必要性

今日の主権国家関係は、国家の枠組みは保持しながらもかなりの勢いで相互依存、相互浸透を進めている。その原因はすでに論じた通りであり、もはや一国のみで孤立していくことは困難になつていて、また一国繁栄主義や一国平和主義というような「一国的」な考え方もある。いわば主権概念はや通用しないといつても過言ではない。⁽¹⁵⁾ いわば主権概念に変更を迫るような事態が、我々の日常生活レベルから国際社会にいたるまで地球的規模で起こっているのである。

ただ、こうした人権やデモクラシー原理にのつとつた権力主体の下降現象は、政治秩序や国際政治体系の安定化をもたらすかといえば必ずしもそうではない。権力主体の下降とは、その拡大、拡散化を招くことであり、秩序の維持、システムの安定という点からみればマイナス面が多い。不安定、いな混乱を招く危険性があるといつても過言ではない。

革命とは、既存の政治、経済、社会秩序を変更することであるが、それには当然その秩序を支えていた規範のいえよう。

が、自由および平等化の原理を強調し、それにのつとつて政治社会システムの組み替えを要求したのである。権力主体になりうる自由、平等に権力を行使できる機会の保障、そして参加の権利、また権力に公けに抗議できる手手続きなどが、十九世紀、二十世紀を通じて確立していった。この平等化ないしは民主化の原理は、国家内は当然として国家間にも浸透し、多くの権力主体が誕生することになったのである⁽¹⁶⁾。総じていわゆる近代化の所産といふものである。

多国籍企業（近年では一般の大企業、中小企業の一部も含む）などの経済分野の交流はいうまでもなく、地方自治体を舞台に姉妹都市交流や非核宣言運動が活発化し「地域からの国際化」はかなり進展している。⁽¹⁵⁾ 国連N G Oも幅広い国際的な運動を展開している⁽¹⁶⁾、反核市民運動など草の根レベルでのネットワーク化もかなり進んでいる。これらは、時として自国や超大国の政策に変更を加えるほどの影響力を發揮する。

また、核、人口、食糧、環境・生態系などの地球的問題群は、もはや一国のみでは解決できず、各国が協力しあわねばならなくなっている。主権国家である以上、国益追求はやむをえないかも知れないが、しかし過度にそれに固執し、しかも主権国家の枠にとらわれていたならば、すべての主権国家が共倒れしてしまうだろうということは想像に難くない。主権概念は、今その変容を迫られているのである。

こうしたことを考へると、一九八七年十一月六日、米ソ両超大国の間で調印されたI N F全廃条約で、両国が

核兵器や装置について、相手国の内部に立ち入つて「査察」や「監視」について合意した」とは画期的なことであるといえよう。「数百年来、疑われる」とのなかつた国家主権の絶対性が、ここに来て変質をきたし、「主権国家」から『国際国家』へと移行しはじめたのではない⁽¹⁷⁾か」との指摘は決して誇張ではない。もとより国家の主権は、これまでにも条約や協約により、また、国際組織やE Cなどの超国家的機構に加盟することにより、そして国際経済の相互浸透などにより、ある程度の制約は受けた。ところが国家の重要な機密部分であり、警察や官僚機構とならんで国家権力の中枢部を占める軍事部門——たとえその一部であろうと——にまで相手国を立ち入らせようというのであるから、先の米ソの取り決めは画期的なことといわざるをえない。

要は国家主権、主権の絶対性といつても、実際それを担うのは、政治、経済、軍事指導者や、それを取りまく一部の利益集団や社会層たちの意志なのであり、ひいては多くの国民の意識があるので、主権は意志のないハードな構造と捉えるのではなく、ソフトな知恵と把握する

時代へと転換しつつあるといえよう。⁽²⁰⁾

(2) 人権宣言の意味と

その制度的保障措置の確立

主権国家の枠に固執することの無意味性をやや現実的な面から強調したが、次に新しい制度のあり方を考えるために、ここではもう一度フランス革命当時の人権宣言などに立ち返つて、政治権力と人権のあり方がどのように捉えられていたかということを考察してみるとしよう。そこにこそ、この問題をとくひとつの鍵があるからである。

いうまでもなくイギリスの諸革命、アメリカ独立革命、フランス革命という近代市民革命は、封建的な色彩をもつ絶対主義的な国家体制に対するアンチテーゼとして登場した。その際、革命の担い手たちが、国家権力の不当な行使によって侵されることのない自分たちの権利を擁護することをその運動の軸に据えたことはよく知られている。人権もその重要な要素であり、その思想的根柢になったのが自然法思想であり、ジョン・ロックらの説いた人間固有の天賦人権論であった。

そしてフランス革命の時の人権宣言（一七八九年）は、人間固有人権に市民の権利を加え、人権についての考え方の徹底化をはかつた。そこで説かれた人権思想は、人権とは全ての人間に認められた固有の権利であり、憲法や法律の制定を待つまでもなく、すでに自明の理として各人にそなわっているものであると訴えていた。したがって、それは国家権力の制約を受けないとともに、人間固有のものであるので、国民だけがそれを享有できるというのではなかった。国籍、人種、性別、地位、身分に関係なく万人が人間そのものの権利として保有できるのが人権だったのである。

またフランスの人権宣言は、正式には『人および市民の権利の宣言』 Declaration des droits de l'homme et du citoyen というが、そこで「市民 Citoyen」とは、国家生活に関与する個々の国民のことであり、その市民的地位は、政治的統治体である国家と対比して、統治関係の存在しない一般社会、すなわち市民社会の構成員という意味をもつていた。それは、すなわち市民は国家権力による干渉を受けない、国家の支配から自由であるという

ことを示していたのである。このように「国家権力からの解放」と「市民社会の自治」という考えが、近代人権思想に本質的に内在していたという意義を我々は忘れることはできない。⁽²¹⁾

もつともこのような人権論は、ブルジョア階級によつて自らの立場を擁護するイデオロギーとして利用されたり、また、政治権力そのものや、政府を否定する思想に発展していったことは事実である。しかし、暴力的な革命論や、無政府主義が結果的にはかえつて人権侵害を招くことは、歴史のよく証明するところであり、人権論が解放や自由を説くからといって、それによつて政治社会の秩序を乱すようなことがあつてはならない。要はその精神に則つた制度、システムをどのように築くかということである。

結論的には、人権についての前述の精神を確認し、掘り下げたうえで、それを擁護する制度的保障をより確かなものにしていく以外はない。それは具体的には、また別の重要な研究テーマになるが、ここではあえて簡潔に試論を述べておくことにしよう。

まず主権国家については、権力分立 separation of powers の形を変更すること、分権化 decentralization の一層の推進をはかることである。これは具体的には、中央国家権力を三権分立だけではなく、教育権や文化権などを独立させ、四権ないし五権分立にするのである。

権力分立制即三権分立ないしは民主集中制などといふ原理を人権保障のメカニズムとしてとらえるならば、必ずしも伝統的な三権分立にこだわる必要はない⁽²²⁾のである。国家権力を機能別に分け、多様化させて、新たな抑制と均衡のシステムを構築しても決しておかしくはない。いな、そのような創造性が要求されているのである。

また、中央の権力分立に加えて、地方の権力、自治権を強めることである。今後しばらくは、地方、地域とい

う単位が、人間の生活の場の充実という意味で重要なにつしていくであろう。しかも、各国の地方、地域毎の交流も一層活発化することは間違いない。地方や地域の政治単位の充実は、中央の政治権力の乱用に対する有効な歯止めとなることは周知の事実である。軍事費を削減し、地方の充実に財源を回すことは、今日では国家の軍事化を防ぐための重要な措置である。

もちろん、以上のような方法は、先進諸国にいえることであつて、多くの発展途上国にはすぐには適用できなかも知れない。政治秩序を維持し、しかも急激な経済成長をはからねばならないような国家にとっては、強権による「上からの」近代化といふ問題は避けは通れないと、国家の発展段階に多少の違いはあつても、当事国自身の自助力と、また先進諸国や国際機関の経済援助や技術移転、そして総合的な協力システムによつて権威主義的な政治体制に依存しなくてもすむようになることは想像に難くない。近年では韓国などアジアのいくつかの国がそのモデルになりつつある。⁽²³⁾

そして、国際社会については、以上のような新たな権力分立制をもつた主権国家同士が、今後、相互協力や協調関係を深めていくようなシステムの構築が肝要である。現実に、二国間や多国間協力関係、また地域国際機構や全地球的な国際機構などを通じて緊密な関係が急速に進展している。もちろん国家間の相互浸透や相互依存は、常に良い結果を招くとは限らない。かえつて利害の対立が先鋭化したり、摩擦や紛争が顕著になる場合もあるだろう。だがそれだけに、それらをつねに合議制や協調システムなど平和的な手段で解決していくことが要請されるのである。

そこで必要とされるのが、いわゆる相互理解、相互信頼の精神であり、「信頼醸成装置」 Confidence-Building Measures の創出である。その装置を、たんに軍事面だけではなく、政治、経済、文化、社会などあらゆる面で設けておくことが急務である。そのためには、首脳会談や国家間協議の制度化をはじめ、非国家的行為主体のネットワークを拡大することである。自治権を強めた地方自治体同士の主として文化交流、民間NGOの国際的活

⁽²⁴⁾ 動、地域的な統合機構の整備、そして幅広い市民・民間人の連帯などが更に充実されなければ、主権国家同士のナショナリズムの衝突、核超大国の相克などは、必ず緩和されるであろう。

このように、主権国家内部での新たな権力分立システムの構築、国家間レベルでの信頼醸成装置の創出、そして非国家的行為主体の活動の活性化などにより、権力の強力な発動を抑制し、自治の精神にもとづく人権保障を確かなものにしていくことは間違いない。

(3) 多極共存型デモクラシーの理念

かつて近代西欧のデモクラシーが成立するためには、その基盤となる社会は同質的であることが要求された。同質的社会を背景にして、選挙、政党、議会、政府という一元的なシステムで民主主義は成立し作動していたのである。しかし、そのような古典的な民主主義システムが、複雑、多元化した現代国家や国際社会では対応できないことはいうまでもない。

今要求されているのは、異なる利害、価値観、階層、

生活様式、伝統、文化などを有する異質な政治、経済、

社会的行為体を含め、それら相互間の調和、秩序、発展をはかれるような包括的な理念およびそのシステムの確立なのである。とくにそれは、主権国家のみならず、国際間にも通用するものでなければならない。

こうした中で近年注目されているひとつの考え方が「多極共存型デモクラシー」といわれるものである。それはもともとオランダの政治学者レイプハルト Liphart, A. の樹立した理論のひとつである。彼は、「人種・宗教・言語にもとづくサブ・カルチャーの分断という政治的安定を阻害する要因をうちにふくみながら、なおかつ高度の安定を達成している國のあることを証明した」のである。エリートの協調、少数派の保護、比例代表原理の導入、集団内部の自治などの制度的工夫がはかられ、それによって、異質な、分断されやすい社会に政治的な秩序、安定がもたらされているという。これを別に連合民主主義 consociational democracy ともよんでいる。

もとよりこれはひとつの理念型であり、これが現実のすべての主権国家内、および国際間に適用できるかいな

かは疑問である。だが、多様性に満ち、多元、多層的な地球社会時代にあって、今後目指すべきひとつの方針性であることは間違いかろう。異質なもの、多様なものとの共存、協調は、時代の不可避の流れだからである。

国際社会は今日、第二次世界大戦後の国際システムであつたパックス・アメリカーが搖ぎはじめ、超大国による霸權主義後の政治経済秩序を、どう樹立するかが摸索されている。⁽²⁵⁾ 協調されているひとつの考え方がある。この多極共存型のコンヴィイアリテ convivialite 親和共生という概念である。これは互いの違いを認め合いながらも、親しみ和して生きる関係を意味している。独立・平等の、しかし多様、異質な各主権国家が、自己の国益のみに固執するのではなく、調整をはかりながら協調体制を構築する時代を今人類は迎えているのである。

そして、このようないわば権力システムの側の制度的工夫とともに、もう一方では人権尊重の一層の具体化がはからなければならない。いまでもなく、本年一九

八八年は、世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights 四〇周年にあたる。主権国家が国際化する

に従つて、人権を保障しようとの動きも国境を超えて、国際的な規模で拡大してきている。⁽²⁷⁾ 世界人権宣言の内容を条約化した国際人権規約 International Covenants on Human Rights も制定され、人権侵害を防ぐために加盟各国による相互監視制度なども設けられている。さらに世界的な人権条約と並行して、地域的な人権保障機構も発達してきた。だが、こうした制度的な面に比して、内実的な面ではまだ不十分である。人権思想の徹底されていない国もあれば、人権思想が相手国の内政干渉の武器に使用されたり、もしくは自國の閉鎖性を正統化するイデオロギーに利用されたりしている場合もある。また、歐州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権条約などは発効しているが、アジアにはまだ人権条約が存在していない。⁽²⁸⁾ 経済や文化・文明的には二十一世紀に一番発展が見込まれているアジア圏が、人権水準ではまだ下位に位置しているのである。

今後こうした人権理念の一層の浸透をはかることが、前述の国際協調システムの創出とならんで重要な課題であることは論をまつまい。

六、結びにかえて

本稿で論じてきたように、現代主権国家および国際社会において、人権を擁護、確立していくためには、国際社会、主権国家、地域、集団、個人のあらゆるレベルでの急激な変革が肝要であり、同時に政治、経済、社会、文化などの構造も、管理主義的、抑圧的なものを変えていく必要があるといふことが理解されよう。それはまさに全面的な変革であり、トータルなシステムの交代といつてもよい。だがもちろんそれは、急激に暴力的に行うべきものではなく、漸進的に推進していくべきものである。現実的にもそのようにする以外にない。

そこで大切なことは、「」の変革をはかる際のエトス（ethos）の問題であり、転換の規範原理の問題である。「」に我々は、冒頭に述べたフランス革命の精神である自由、平等、友愛の原理のうちの「友愛」の重要性を想起せざるをえない。それは、単なる他者に対する思いやり、慈しみといったようなナチュラルな情感だけではない。それだけでは現存の主権国家および国際社会のトータルな変

るといつても、究極的には国際政治社会そのものが安定し、主権国家間相互の緊張関係が緩和しなければ不可能といわざるをえない。地球社会全体の安定、秩序の創出ということが、人権とナショナリズムの今日的問題を考える場合、不可欠の条件となることは想像に難くないであろう。

六月十二日（土）である。だがその源泉は、イギリスの「権利請願」（一六二八年）、「権利章典」（一六八九年）にまでさかのばる。フランス革命の時の人権宣言は、こうした流れをふまえたうえで、人間の固有の人権の他、国家生活に関わる市民の権利も打ち出し、人権思想のもうひとつの大潮流を築いたといえよう。

（6）フランスの人権宣言第一六条、「権利の保障されない又権力の割りと分立していないすべての社会は、全く憲法を有しない社会である」との規定は有名である。

（7）小林直樹「新しい基本権の展開」（『ジャーリスト』No. 606）一五一一七頁。全国憲法研究会—シンポジウム「新しい人権」（『ジャーリスト』前掲号）四九一六九頁。

（8）大須賀明「市民憲法のなかの基本的人権」（『法学セミナー』（一九八四年八月号）八九頁。

（9）武者小路公秀「国際政治を見る眼—冷戦から新しい国際秩序へ—」（岩波書店）（一九七七年）五一二頁。

（10）岡義武「国際政治史」（岩波全書、一九七三年）。

（11）米ソ両国の相克、核戦力の問題は、資料があまりに多くここではいちいち取り上げない。ただ日本国憲法がこの平和的生存権を強調したものであることは触れておこう。例えば久田栄正「平和的生存権」（『ジャーリスト』No. 606）二二八一三四頁参照。

（12）武者小路、前掲書。

（13）拙稿「核時代の国際政治制度」（齊藤寿編『政治の論理と心理と制度』（法学書院、昭和五十八年））参照。
（5）いうまでもなく人権、「基本的人権」の思想は自然法思想に由来する。それは天賦人権思想として現われるが、その思想に基づいて人間固有の人権を宣言した最初のものはアメリカ、ヴァージニア州の権利章典（一七七六年

革などははかれまい。今要求されていることは、各個人、集団、民族、地域、主権国家などがある程度の既得権益を抑制する、あるいは放棄するという覚悟である。それがなければ変革などできるものではない。「友愛」の本当の意味は、そのような自己犠牲を伴うものである。とにかく偏狭なナショナリズムや国益のみに固執し、「人類益」というような視点にたてなければならない状況の好転も望めまい。その意味で、国際社会を構成する各レベル主体の自己変革が必要とされているのである。

主権国家およびその構成員が、何よりも政治的安定を望み、豊かな経済生活を送りたいと念願していることはいうまでもない。できるならば強権システムを排し、民主要的な政治システムを構築することが好ましい。しかし民主的なそれはいうまでもなく、言葉の本来の意味からするならば個人の人格や自由を尊重するので、それらを否定しようとする軍事的な確執や戦争状態には全くならない。民主主義は、その理念からするならば暴力的状況下では脆弱なのである。

したがって、人権とナショナリズムを調和、融合させ

註

（1）一九八七年一月十八日、創価大学での関係者に対する談話。

（2）閻寛治「フランス政治文化と戦後日本との関係についての個人的断章」（『日本政治』（Numéro 3 janvier 1987）三六頁）。

（3）ナショナリズムを哲學的に、また政治状況の中で分析したものは Elie Kedourie, *Nationalism*, Hutchinson of London, 1979があり、とくにpp.92—140が興味深い。

（4）いうした過程の趣旨については、福田敏一「政治学史」（東京大学出版会、一九八五年）四一四—五頁参照。

（5）いうまでもなく人権、「基本的人権」の思想は自然法思想に由来する。それは天賦人権思想として現われるが、その思想に基づいて人間固有人権を宣言した最初のものはアメリカ、ヴァージニア州の権利章典（一七七六年

(14) 坂本義和「軍縮の政治学」(岩波書店、一九八二年)

七四一九六頁。

(15) 佐々木毅「一国民民主主義」の歴路—新しい国際状況と政治変動への視角—」[『世界』第四八五号]一九一九

頁。同「いま政治になにが可能か政治的意味空間の再生のために」(中央公論社、一九八七年)。

(16) 鈴木佑司「地域からの国際化—新たな理論と政策を求めて」[『法律時報』六〇巻一号]五〇一五四頁。

(17) 馬場伸也「国際人権問題とNGO」[川田侃／三輪公忠編「現代国際関係論—新しい国際秩序を求めて」(東京大学出版会、一九八一年)]一五一一七四頁。

(18) 立花減逸「核戦争の危機と民衆—西ヨーロッパ和平運動の再生要因」[日本平和学会「平和研究」第九号]など多數。

(19) 河野健二「読売新聞」一九八八年二月四日。

(20) 「二十一世紀を迎えるために、欠くことのできない条件の一つは、近代王権国家に必要な制限を付し、国際的に安定した秩序を構築することである。」永井道雄「主権国家のゆくえ」[永井陽之助「二十一世紀の遺産」(文藝春秋社、昭和六十年)]四三四頁。

(21) 田口精一「基本的人権」の意味」[『ジュリスト増刊憲法の争点』(昭和五十三年五月一日)]四四一四五頁。

(22) 川添利幸「人権と憲法」[NHK大学講座「憲法と人権」(日本放送協会、一九七五年)]三一頁。

(23) このような問題については、猪口孝「国際関係の政治

経済学 日本の役割と選択」(東京大学出版会、一九八五年)一五二一一七七頁。

(24) 馬場前掲論文に加えて、久保田洋「国連の人権保障とNGOの役割」[『ジュリスト』No.816]などを参照。

(25) 篠原一「ヨーロッパの政治」(東京大学出版会、一九八六年)一九頁。

(26) 猪口邦子「ポスト霸権システムと日本の選択」(筑摩書房、一九八七年)二六頁。

(27) 久保田洋「国際人権機構の再構築」[『ジュリスト』No.854]八〇一八六頁。同筆者による「実践国際人権法」(三省堂、一九八六年)に詳しい。

(28) 国際人権保障と日本国憲法の問題については、江橋崇高「日本国憲法の効能—國立憲主義を超えて」[『思想』No.755 岩波書店]一七一一七頁。

(29) 馬場伸也「構造変容する国際社会」[『朝日新聞』一九八五年一月二二日]。

(30) かつて西欧の歴史の中で、民主主義をもつて戦争を聖戦とよび、徵兵制で国民を戦争にかり立てたりしたことがあつたが、ここでいう民主主義とは、そのような歴史実体的なものではなく、個人の尊厳を擁護するという考え方及びその制度を指す。

(たかもら ただしげ・創価大学教授)